

住宅安心リフォーム補助金

大切な我が家に安心して住み続けていただくための補助制度です

最大 20 万円
12戸追加募集（先着順）

※追加募集となりますので、事前申込は不要です。

- ◆外壁塗装
- ◆屋根塗装
- ◆キッチン取替え
- ◆クロス・床張り替え
- ◆畳入れ替え
- ◆浴室・トイレ改修

など…



ほとんどの
リフォーム工事が
対象です



詳細については
裏面をご参照ください

※前回補助金を受けた年度の翌年から3年を経過した方は再度申請することができます。

※市から交付決定を受けていない工事は補助金の対象なりません。

●対象となる方●

次の条件を全て満たす方が補助対象者となります。

- ◆市内に住民登録を行っている方
- ◆市税の滞納が無い方
- ◆世帯全員の前年度所得(平成29年1月1日～平成29年12月31日)の合計金額が550万円未満の方

- ◆補助を受ける工事について他の補助金を受けようとしていない方
- ◆現に居住している住宅の所有者、又は住宅の所有者と親子関係にある方
- ※前回補助金を受けた年度の翌年から3年を経過した方は再度申請することができます。

●対象となる住宅●

- ◆補助対象者が居住している市内の住宅

※マンション等（賃貸は除く）の集合住宅は補助対象者が専有する部分

※併用住宅の場合は補助対象者が居住する部分



●補助金の額●

補助対象工事費（税込）の**20%**で
20万円を上限とします。



お気軽に
お問い合わせ
ください

●対象となる工事●

次の条件を全て満たす必要があります

- ◆対象となる工事費が**20万円(税込)以上の工事**
- ◆市内に本店を有する施工業者、又は市内に住宅を有する個人の業者が行う工事
- ◆**2020年3月13日**までに完了する工事
- ◆補助金の交付決定後に着手する工事

●対象とならない工事●

- ◆新築、改築及び増築工事
- ◆門扉、塀及び造園工事等の外構工事
- ◆家電製品、家具、カーテンなどの備品購入費など

※対象とならない工事が他にもありますので
詳しくは、まちづくり課でご確認下さい。

●補助金交付申請について●

補助金交付申請書に必要書類を添えて、まちづくり課にご提出ください。

補助金交付申請書を審査し、後日、交付決定通知書を郵送しますので、
通知を受け取った後、工事に着手してください。

今回は追加募集となりますので、事前申込は不要です。

募集戸数は12戸とし、先着順で受け付けます。

●お問い合わせ●

鳴門市役所 経済建設部 まちづくり課 建築担当
〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜 170
☎ 088-684-1164

